

浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和2年11月25日(水)
14時00分～15時00分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況 出席者
教 育 長 花 井 和 徳
教育長職務代理者 渥 美 利 之
委 員 安 田 育 代
委 員 黒 柳 敏 江
委 員 田 中 佐和子
委 員 神 谷 紀 彦
- (職員)
- 学校教育部長 伊 熊 規 行
学校教育部次長(教育総務課長) 吉 積 慶 太
学校教育部次長(教職員課長) 高 橋 宏 典
学校教育部参事(教育審議監) 竹 内 孝 夫
教育施設課長 袴 田 和 徳
教育センター所長 犬 塚 智 春
指導課長 野 秋 愛 美
指導課教育総合支援担当課長 石 川 博 則
文化振興担当部長 中 村 公 彦
中央図書館長 高 瀬 理 子
- (事務局職員)
- 教育総務課長補佐 影 山 和 則
教育総務課総務グループ長 笹 ヶ 瀬 優
教育総務課主任 木 下 知 紗
- 4 傍聴者 2名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 木下 知紗
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録

8 会議記録

(教育長) 令和2年11月25日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するというので、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可することとする。

ただし、第52号議案から第54号議案については、市議会への提案に向けた意見聴取案件になり、第56号議案については、人事案件になるため、非公開で行うこととするがよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、一部非公開とする。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は安田委員と神谷委員のお二人にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が5件ある。第52号議案から第54号議案、第56号議案については、非公開で行うため、すべての議事の最後に審議する。

最初に、第55号議案「第3次浜松市教育総合計画 後期計画 教育の情報化編の策定について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課長) 第55号議案「第3次浜松市教育総合計画 後期計画 教育の情報化編の策定について」説明する。議案は17ページになる。

この情報化編は、平成29年に策定した教育の情報化編を見直し、本年3月に策定した、第3次浜松市教育総合計画 後期計画に掲げる施策について、教育の情報化にかかる具体的な取組を整理したものである。本編の策定にあたっては、教育総合計画 後期計画と合わせて、昨年度から「はままつ人づくり未来プラン検討委員会」等において、教育委員、教育委員会事務局関係課のほか、有識者（大学教授）、現場の校長も委員に加えて協議を重ね、策定作業を進めてきた。GIGAスクール構想をはじめとした国の施策や、コロナ対応など、昨年からの教育の情報化にかかる様々な動きもあり、また、5月議会では、児童生徒1人1台パソコン導入に向けた予算等も措置されたため、このタイミングでまとめたものである。

別冊をご覧いただきたい。表紙をおめくりいただき、左側のページ、目次をご覧い

ただきたい。全体の構成は、第1章が本編の概要、第2章が教育の情報化編、平成29年度から令和元年度版の評価、第3章が国の動向や本市の状況、第4章が推進目標や5つの方針に基づく具体的な取組を整理したもので、最後に参考として、健康面への配慮や教育の情報化に関する資料等を紹介している。1ページをご覧ください。「第1章 教育の情報化編の概要」である。2目的は、3点ある。1つ目に、学習のツールとしてICTを効果的に活用し、学習方法・内容の幅を広げることで子供たちの興味・関心を高めるとともに、協働的な学びを発展させるなど、学習活動の充実を図ること、2つ目に、多様な子供たちの学習機会の確保や学習上の困難さなどに応じた支援の充実を図ること、3つ目に、災害時等における学びの保障や、校務の情報化による学校・保護者の負担軽減を図ることである。次に3計画期間である。教育総合計画後期計画と合わせ、令和2年度から令和6年度の5年間としている。ただし、情報技術の進展や国の動向等も踏まえ、必要に応じて見直しを図るなど、柔軟に対応していく。2ページをご覧ください。5計画の範囲である。本編は市立の小中学校を対象とする。市立高校については、小中学校の状況も参考にはするが、主には県立高校の整備状況などを踏まえる必要があることから、現在、国の補助事業も活用したGIGAスクールサポーター業務委託事業の中で、別に計画を策定している。続いて、3ページから4ページが、第2章である。平成29年度に策定した情報化編の評価として、これまでの取組成果や課題を挙げている。5ページからが第3章で、教育の情報化をめぐる動きとして、7ページまでが国の動き、8ページから11ページまでが本市の状況となる。第2章、第3章はお読み取りいただきたい。12ページをご覧ください。「第4章 5つの方針と取組」である。この情報化編では、1のとおり、5つの方針のもとに施策を整理している。2の推進目標では、1つ目に、情報活用能力の育成として、子供が自分の考えや思いをパソコンを使った資料や新聞にまとめ発表できる、インターネットやゲームをする時のルールやマナーを守ることができることなどを挙げている。2つ目に、教員に求められるICT活用指導力の向上として、教員が教科指導において、計画的にICTを活用できることなどを挙げている。3つ目に、学校のICT環境整備としては、タブレットパソコン1人1台整備や、利活用に対応できるインターネットアクセス回線などのネットワーク環境整備を挙げている。4つ目には、教育情報セキュリティの確保を目標としている。14ページをご覧ください。小中学校でICTを活用する場面や、小中学校を支える教育委員会の取組等を概要図で表したものである。15ページをご覧ください。昨年から教育委員の皆様からもご意見を伺いながら作成した、浜松市情報活用能力育成目標である。子供の発達段階に合わせて、身につけさせたい情報活用能力を目標として示している。各学校が指導を行う目安となるものである。最後に、16ページから23ページまでが、5つの方針に基づく取組内容である。この情報化編では、5つの方針のもとに、1-1から5-6までの21の取組と、その取組のもとに、具体的な58の取組内容を挙げており、取組内容の欄に【新規】の記載のあるものが、令和2年度から新たに取り組むもの、令和2年度以降に計画している取組になる。24ページにて、ICT活用における健康面への配慮を、26ページにて、教育の情報化に関する資料として、国の計画や方針、浜松市で作成した教員支援資料を紹介している。教員支援資料は、学校でのICT活用が

より推進されるよう、この本編とは別に作成しているものである。ICT支援員の効果的な活用や連携が図れるよう作成する「ICT支援員活用の手引き」、様々な学習場面でICT活用が進むよう作成する「各教科等におけるICT活用事例」、ICTを安全に安心して活用できるよう情報セキュリティ実施手順等を定めた「教育情報セキュリティ対策基準」、平成30年度から2年間実施したタブレットパソコンの活用事例等を整理した「タブレットPC活用検証報告書」等がある。教員の指導用タブレットパソコンにはカメラ機能があるため、QRコードを読み取ることで、データとして閲覧することができるようになっている。今後、学校に対しては、計画に示された具体的な内容についても研修等を進めていく。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 26ページの本市の計画のICT支援員活用の手引きの中に含まれているかは不明だが、各学校のホームページの管理に支援員を活用できないか。

(教育総務課長) おそらくそのようなことを支援員に聞くことはできると思うが、手引き内で主な支援内容として考えているのは、授業の支援として、授業計画の作成や機器の準備や片付け、操作支援、トラブル対応等である。また校務への支援として、ミライムや校務支援システムの操作支援、授業に関わらず、システム環境整備や機器のメンテナンス、校内研修の企画等である。ホームページに関しては、本計画の23ページに「学校ホームページの充実」として記載しているが、ホームページの更新や追加が容易にできるシステムを導入していくため、導入時の研修等も支援してもらうことになる。ICT支援員活用の手引きは、今まさに作成中のため、いただいた意見を取り入れていきたい。

(安田委員) 大部分の学校は、ホームページのトップにブログ形式で学校の教育活動を掲載しており、日々更新され、とても良いと思う。しかし、学校便りや学年便りのバナーをクリックしても何もないということもよくあり、トップページが充実しているのに他のページが空ではもったいない。支援員に保護者や外部の人の目になってもらい、ホームページの確認をしてもらってはどうか。何もないページを残しておくのがよくないと思うため、ブログが充実しているだけでも良いと思う。支援員の目で定期的に確認し、リンク切れページを削除する等、行ってもらえればと思う。

(田中委員) 2目的の3番目に子供たちの学びを保障できる環境とあるが、インターネットの環境が整わない児童・生徒に関して、状況の把握方法と支援についてどのように考えているか教えて欲しい。

(教育総務課長) 19ページをご覧いただきたい。「2-6 オンライン学習システムを活用した学びの充実と学びの保障」にてとりあげているクラウド型学習プラットフォーム

は、まさにコロナの関係で初めて導入したG Suiteであり、具体的には学校と家庭を結んで双方向のやり取りができるシステムとなっているが、パソコンやタブレットがない家庭や、Wi-Fi環境がない家庭は使用することができない。学校の取組欄の3つ目に、タブレットパソコンの家庭への持ち出しに関するルールとあるが、これはこれから学校に整備されるタブレットパソコンを家庭に持ち出して使用する際のルールを定めたもので、これから策定予定である。来年度すぐの実施とはならないが、家にWi-Fi環境がなければ、学校で教材やソフト等をタブレットパソコンに入れておいて持って帰って学習するなど、できるところから対応していきたい。色々な状況を考えて、持ち出しルールを検討していきたい。

(渥美委員) 今回の児童・生徒に1人1台タブレットパソコンを持たせるという取組は、日本の教育の新しい形の出発点、大事なスタートが始まるという風にとらえている。運用の仕方によって、自治体間に差が出てくると考えるため、5年後、10年後に非常に大きな差にならないよう、浜松市が遅れをとらないような制度設計をしていただきたい。制度設計が非常に大事であるため、後任の担当者にもきちんと引き継いでいただきたい。教員は異動してしまうため、学校を中心に考えると、計画が断絶してしまう可能性がある。学校と支援員が継続的に協力関係をとることができれば、支援員が継続性を担うこともできる。さしあたり5年間は継続すると思うが、その先が大事だと思う。5箇年計画の後はどうするのかを必ず念頭に置いて、この5箇年計画の実施状況を確認して欲しい。また、学校は支援員に対して何を求めていくのか、どういう能力を養ってもらいたいのか、支援員自身の能力を養うような、ニーズを支援員に投げかけていかないと、いつまでも支援員の能力は高まらないと思う。支援員は、5年間で掴んだものをより高度なものとして学校に投げ返していくことが大事だと思う。学校と支援員でお互いに高め合える関係を築いていただきたい。

先ほど、学校のホームページの話が出たが、作成した担当者から、新しい担当者になると何年も手をつけられずに古い情報が残ったままになることがよくある。更新方法を知っている人はできるが、知らない人はできない。支援員にその部分をぜひ担っていただきたい。

(教育総務課長) 今のホームページの話は、先ほど23ページでお話ししたとおり、今回のコンテンツマネジメントシステムを導入する事で改善されていくと思う。また、支援員の活用の手引きに校務支援も入っているため、活用したい。また、5年間の計画ではあるが、国の政策や動向に密接に関連するため、毎年見直し、検証していく。支援員については、浜松市は3年契約としているため、初めの1年はICTに慣れる、操作を覚えるところから入るかもしれないが、3年後には学校のニーズに応じて教員も含めてレベルアップしていきたい。

(黒柳委員) 教育の情報化は、未来に向けて取り組んでいかないといけない内容だと思う。学校側だけで把握するのではなく、家庭や地域等との連携が必要と思うが、パンフレットやリーフレット等で、保護者にわかりやすい案内を作成する予定はあるか。

(教育総務課長) 毎年4月に、各家庭にリーフレットを配っている。今まではその中で、市全体の教育の重点等を案内していたが、整備が進んで1人1台パソコンが整った際には、そういった浜松市の情報化の整備状況等を含めて報告したい。タブレットパソコンの持ち出しルール等もしっかり周知していきたい。また今回、学校と保護者との間の連絡手段のデジタル化も進めていきたいと考えているため、よりスピーディーに伝えられるようにしていきたいと思う。

(教育長) その他ご意見、ご質問はあるか。本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認することとする。

ここから非公開案件を審議するため、傍聴者は退席を願う。

(議案) ※非公開

第52号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正の議会提案について

第53号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正の議会提案について

第54号議案 指定管理者の指定の議会提案について (浜松市立南図書館ほか2施設)

第56号議案 職員の人事について

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。